

南加賀広域圏事務組合告示第4号

平成26年11月20日認定した次の決算の要領は別紙のとおりである。

平成25年11月25日

南加賀広域圏事務組合

管理者 和田 慎 司

- 平成25年度南加賀広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算
- 平成25年度南加賀広域圏事務組合公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
- 平成25年度南加賀広域圏事務組合ふるさと振興事業特別会計歳入歳出決算
- 平成25年度南加賀広域圏事務組合急病センター事業特別会計歳入歳出決算

平成 2 5 年度南加賀広域圏事務組合歳入歳出

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、次の決算を
監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 2 5 年度南加賀広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算

平成 2 5 年度南加賀広域圏事務組合公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

平成 2 5 年度南加賀広域圏事務組合ふるさと振興事業特別会計歳入歳出決算

平成 2 5 年度南加賀広域圏事務組合急病センター事業特別会計歳入歳出決算